

宮若市水道料金についてのご案内（毎月検針）



『宮若市上水道をご利用いただきありがとうございます。』

◆料金について

- ・水道の検針は毎月1回、指定月の20日頃から月末にかけて行います。
- ・水道料金の請求は、1ヶ月間で使用した水量（m³）を、検針日の翌月に請求します。
そのため、入居の約1ヶ月後から請求が始まります。
- ・退去の際には、遅れて請求している分を一括して精算していただくことがあります。
- ・水道料金の納付書は、毎月18日頃に発送します。

◆支払い方法

◎水道料金のお支払いは、口座振替が便利です。

『通帳と届出印』をご持参の上、下記金融機関の窓口にて手続きをお願いします。



福岡銀行 ・ 西日本シティ銀行 ・ 飯塚信用金庫 ・ 直鞍農協

福岡ひびき信用金庫 ・ 九州労働金庫 ・ 郵便局

引落日は、毎月25日です。
(金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。)



LINE Pay

◎口座振替をご利用にならない場合、納付書をお送りしますので、上記金融機関、納付書裏面に記載しておりますコンビニエンスストア及び水道課窓口並びに一部電子マネーでお支払いいただけます。 ※水道料金を滞納したときは、水道が止まります。

※住所や用途変更する場合は、手続きが必要ですので、水道課の窓口で手続きをお願いします。

◆給水契約の定型約款について

・令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され水道の契約に関してもその適用を受けることとなります。「定型約款」とは「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされており、宮若市においては、宮若市水道事業及び宮若市簡易水道事業給水条例、宮若市水道事業及び宮若市簡易水道事業給水条例施行規程が、定型約款として給水契約の内容となります。

(条例・規程の内容はQRコードにてご確認ください。)



条例



規程

【裏面もご覧ください。】 宮若市水道課 TEL 0949-32-1005

◆参考資料

◆給水開始から料金発生まで(毎月検針)◆

開栓日	検針日	検針日
5月1日	5月20日	6月20日
水量	5/1~5/20使用水量	5/21~6/20使用水量
金額	6月請求	7月請求

※基本料金については、使用開始が月の途中からであっても、当月から水使用の有無にかかわらずお支払いいただく料金です。

◆料金の算出方法(φ13mmメーター)◆家庭用

(基本料金+超過料金+メーター使用料)×1.1(消費税)=請求金額(5円未満切捨,5円以上は5円)

例:使用水量0~5^mの水道料金

$$(900 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 50 \text{ 円}) \times 1.1 = 1,045 \text{ 円} \quad (\text{下表参照})$$

(基本料金) (超過料金) (メーター使用料) (消費税) (請求額)

例:使用水量6~10^mの水道料金

$$(1,200 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 50 \text{ 円}) \times 1.1 = 1,375 \text{ 円} \quad (\text{下表参照})$$

(基本料金) (超過料金) (メーター使用料) (消費税) (請求額)

例:使用水量20^mの水道料金

$$\{1,200 \text{ 円} + 225 \text{ 円} \times (20\text{m}^3 - 10\text{m}^3) + 50 \text{ 円}\} \times 1.1 = 3,850 \text{ 円} \quad (\text{下表参照})$$

(基本料金) (10^mを超えると1^mごとに225円の超過料金) (メーター使用料) (消費税) (請求額)

【水道料金表】

	(専用栓/家庭用)		(営業用)口径20mm以上	
	水量(m ³)	金額(円)	水量(m ³)	金額(円)
基本料金	0~5	900	0~10	1,200
	6~10	1,200		
超過料金	1 ^m 当たり	225	1 ^m 当たり	235
メーター使用料 (13mm,20mm)	—	50	—	70